

一般社団法人伊都青年会議所
定 款

第 1 章 総則

- 第 1 条 (名称)
本会議所は、一般社団法人伊都青年会議所と称する。
(英文名 Junior Chamber International Ito) と称する。
- 第 2 条 (事務所)
本会議所は、主たる事務所を橋本市高野口町名古屋 1068 番地に置く。
- 第 3 条 (運営の原則)
本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
2 本会議所は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 (目的)
本会議所は、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 (事業)
本会議所は、その目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 政治、経済、社会ならびに文化等に関する調査研究およびその改善に資する計画の立案と実現を推進する諸事業
(2) 指導力啓発の知識ならびに教養の修得と向上および能力の開発を利する事業
(3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所ならびに国内外の青年会議所およびその他団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
(4) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の公益目的の達成に必要な事業

第 3 章 会員

- 第 6 条 (会員の種類)
本会議所に次の会員を置く。但し、正会員に限り一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
(1) 正会員
橋本市、伊都郡内に住所、勤務先又は所縁を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、会員資格規定に基づき理事会において入会を承認された者をいう。
但し、年度中に 40 歳に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。
(2) 特別会員
制限年齢の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(3) 名誉会員

本会議所に功労のあるもので、理事会の議を経て推薦されたものを名誉会員とする。

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で、理事会において入会を承認されたものは賛助会員となることができる。

- 2 すでに他の青年会議所の正会員であるものは、この法人の正会員となることが出来ない。

第7条 (入会)

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

第8条 (会員の権利)

正会員は本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規則に定める。

第9条 (会員の義務)

本会議所の会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を厳守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

第10条 (入会金及び会費)

本会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員資格規則に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

第11条 (退会)

本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

第12条 (除名)

本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。但し、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) 会費納入の義務を履行しないとき
- (4) 出席義務を履行しないとき
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき

第13条 (会員資格の喪失)

本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 本会議所が解散したとき。

第14条 (休会)

例会、理事会及び委員会にやむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、

休会することができる。

- 2 休会中の会費は、理事会の議を経てその一部を免除することができる。

第15条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

第16条 (種類)

本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時総会とする。

第17条 (構成)

本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

第18条 (決議事項)

次の事項は総会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定ならびに変更
- (3) 事業報告および会計報告の承認
- (4) 役員を選任および解任
- (5) 理事長、理事及び監事を選任及び解任
- (6) 入会金および会費の額の決定
- (7) 本会議所の解散
- (8) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任および残余財産の処分方法の決定
- (9) 本会議所の運営規則、会員資格規則、役員選任規則の制定および変更
- (10) 会員の除名
- (11) その他特に重要な事項

第19条 (開催)

通常総会は、毎年1月に理事長が招集し開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当するに至ったとき、開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会が招集の必要を決議したとき
 - (3) 5分の1以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で収集の請求があったとき
 - (4) 監事が必要と認めたとき

第21条 (招集)

総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 前条第2項第3号の規定による請求があったときはその請求を受取った日より30日以内に招集の手続きをしなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項ならびに日時場所を記載した書面をもって、会日の10日前

までに通知しなければならない。

第 22 条 (議長)

総会の議長は、理事長または理事長が指名するものがこれにあたる。

第 23 条 (表決権)

正会員は、総会における各 1 個の表決件を有する。

第 24 条 (定足数)

総会は、正会員の総議決権数の過半数の出席により成立する。

第 25 条 (決議)

総会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意をもってこれを議決する。

- 2 可否同数のときは議長が決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権数の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 本会議所の解散
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行う。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 5 やむを得ぬ理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。但し、第 19 条第 2 項第 3 号および同条同項 4 号による総会は除く。
- 6 前号の規定により正会員が表決に加わる場合には、第 1 項の適用については、出席したものとみなす。

第 26 条 (決議事項の通知)

理事長は、総会の終了後、遅滞なく、法令の定めるところにより、その決議事項を会員に書面で通知する。

第 27 条 (議事録)

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
 - (2) 正会員数
 - (3) 出席正会員数
 - (4) 議長の氏名
 - (5) 議決事項
 - (6) 議事の経過および要領ならびにその結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、前項 7 号により選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 役員

第28条 (役員の設定)

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上18人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事、1人を財務理事とする。
 - 3 前項の理事長1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副理事長、専務理事をもって同法第9条第1項第2号の業務執行理事とする。

第29条 (直前理事長)

本会議所に1名の直前理事長を置くことができる。

- 2 直前理事長は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会に出席し理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - (3) 理事長経験を生かし所務について必要な助言をする。
- 3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。
- 4 直前理事長の任期及び解任は第33条及び第34条の規定を準用する。
- 5 直前理事長の報酬は、無償とする。

第30条 (役員を選任)

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることは出来ない。
- 3 理事会はその決議により、専務理事を1名、副理事長及び委員長を若干名選任することが出来る。

第31条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表しその業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、次に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。
 - (1) 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長事故あるときにその職務を代行する。
 - (2) 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して所務をつかさどり、かつ事務局を統括する。
 - (3) 財務理事は会計業務をつかさどる。
 - (4) 理事は、理事長および副理事長を補佐し所務を分掌する。

第32条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況の調査をできる。

第33条 (役員任期)

理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。但し再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日の任期までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

- 4 理事または監事は第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 34 条 (役員解任)

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第 35 条 (役員報酬等)

理事及び監事は無報酬とする。

第 6 章 理事会

第 36 条 (構成)

本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 37 条 (権限)

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定。
 - (2) 理事の職務の執行の監督。
 - (3) 業務執行理事の選任及び解職。
- 2 理事構成員の 3 分の 1 以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項に規定する理事会は、その請求を受けとった日より 2 週間以内に召集の手続きをしなければならない。

第 38 条 (招集)

理事会は、毎月 1 回以上理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 39 条 (定足数および決議)

理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

第 40 条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 例会および委員会

第 41 条 (例会)

本会議所は、毎月 1 回以上例会を開く。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第 42 条 (委員会の設置)

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実行するために委員会を設置する。

第43条 (委員会の構成)

委員会は、委員長1名および委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。
- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、財務理事および監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第8章 資産及び会計

第44条 (事業年度)

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。ただし、第1期事業年度は本会議所成立の日から12月31日までとする。

第45条 (事業計画及び収支予算)

本会議所の事業計画書及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第46条 (事業報告及び決算)

本会議所の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の審査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 財産目録等

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第47条 (財産の構成)

本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

第48条 (財産の管理)

本会議所の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 49 条 (経費の支弁)

本会議所の経費は、財産を持って支弁する。

第 50 条 (暫定予算)

前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 51 条 (会計区分)

本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計および基金会計の 3 種に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、基金となるべき収支により積立てられた資産およびその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

第 52 条 (長期借入金)

本会議所が資産の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を得なければならない。

第 53 条 (資産の団体性)

本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

第 54 条 (定款の変更)

この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

- 2 本会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに公益社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

第 55 条 (解散)

本会議所は、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了またはその成功不能
- (2) 破産
- (3) 総会の決議
- (4) 正会員の欠乏
- (5) その他法令で定められた事由

第 56 条 (残余財産の処分)

本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の議を経て、公益社団法人または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第 57 条 (精算人)

本会議所の解散に際しては、精算人を総会において選任する。

- 2 精算人は、就任の日から 6 ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

- 第 58 条 (解散後の会費の徴収)
本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 10 章 事務局

- 第 59 条 (事務局)
本会議所は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局職員および必要に応じて事務局長 1 人を置く。
 - 3 事務局長は、専務理事の命を受けて所務を分掌するほか事務局を統括する。
 - 4 前各号のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

- 第 60 条 (備付け帳簿及び書類)
事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (4) 認可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (8) その他必要な帳簿及び書類

- 第 61 条 (報告書類の提出)
理事長は、年度終了後、すみやかに、次の各号に掲げる書類を作成し、年度監事に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 会計報告書 (収支決算書、財産目録、貸借対照表)
- 2 前項に規定する書類の提出は、年度終了後に開かれる通常総会の会日の 1 週間前までにしなければならない。
 - 3 第 1 項の書類の交付を受けた監事は、厳正なる監査を行ない、その通常総会の前日までに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の意見書を添えて第 1 項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 第 62 条 (報告書類の備置)
理事長は前条第 1 項に規定する書類を主たる事務所に 5 年間、備え置かなければならない。

- 第 63 条 (書類の閲覧)
会員は、第 60 条および前条の書類をいつでも閲覧することができる。
- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

- 第 64 条 (提出)
理事長は、通常総会終了後、遅滞なく、第 61 条第 1 項の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第 11 章 補 則

第 65 条 (顧問)

本会議所は顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第 66 条 (施行規則等)

本会議所は、本定款の運用を円滑にするために、本定款に別に定めあるもののほか、理事会の議を経て、施行に関する規則等を定める。

第 67 条 (情報公開)

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第 68 条 (個人情報保護)

本会議所は、運営上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 69 条 (公告)

本会議所の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない理由により電子公告によるところができない場合は官報に掲載する方法による。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会議所の最初の理事長は中谷啓二とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。